

特定非営利活動法人 北海道食の自給ネットワーク 定款

第1章 総則

第1条〔名称〕

この法人は、特定非営利活動法人 北海道食の自給ネットワークと称する。

第2条〔目的〕

この法人は、北海道の基幹産業である第一次産業の活性化と食の自給力の向上のため、道内の生産地と消費地をつなぐ多面的なネットワークの形成及び食意識の向上、食の安全性の確保、国土の保全に寄与する活動を行うことを目的とする。

第3条〔特定非営利活動の種類〕

この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という）の別表2号（社会教育の推進を図る活動）、同5号（環境の保全を図る活動）、同11号（子どもの健全育成を図る活動）、同14号（経済活動の活性化を図る活動）、同16号（消費者の保護を図る活動）及び同17号（前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動）に該当する活動を行う。

第4条〔事業〕

この法人は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（1）特定非営利活動に係る事業

- ① 食に関するフォーラムや学習会などの開催
- ② 豊かな食生活・食文化を育むための体験教室・視察ツアー・交流イベントなどの開催
- ③ 生産者と消費者による地場農水産物を食べ支え、作り支えるトラストの実施
- ④ 生産と消費をつなぐネットワークの形成及び啓蒙普及に係る事業
- ⑤ 食と農に関する調査研究に係る事業
- ⑥ 前各号の事業に付帯する事業

（2）その他の事業

- ① 物品の斡旋及び販売
- ② 役務の提供
- ③ 会員相互の交流に係る事業

2. その他の事業は、特定非営利活動に係る事業に支障のない限り行うことができるものとし、収益が生じたときは、これを特定非営利活動に係る事業のために充てるものとする。

第5条〔事務所〕

この法人は、事務所を札幌市に置く。

第2章 会員

第6条〔会員〕

この法人の会員は、第2条の目的に賛同して加入した個人及び団体であり、法上の社員とする。

第7条〔加入〕

この法人に会員として加入しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。

2. 加入の承認は理事会が行うものとする。

3. 代表理事は入会を認めない場合は、速やかに理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

第8条〔会費〕

会員は、会費を納入しなければならない。ただし、理事会が認めたものについては、この限りでない。

2. 会費の種類、金額、納入方法等は、総会の議決を経て別に定める。

第9条〔会員の資格喪失〕

会員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 脱退したとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 会費を滞納し、催告を受けても応じなかったとき
- (4) 除名されたとき

第10条〔脱退〕

この法人を脱退しようとする者は、脱退届を代表理事に提出することにより、任意に脱退することができる。

第11条〔除名〕

会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

第12条〔会費等の不返還〕

会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員等

第13条〔種別及び定数〕

この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
 - (2) 監事 1名以上
2. 理事のうち、1名を代表理事とする。

第14条〔選出〕

役員は、総会において選出する。選出の方法は、総会の議決を経て別に定める。

2. 代表理事は、理事の互選により定める。
3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員ならびにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

第15条〔職務〕

代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2. 代表理事に事故あるとき又は欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した理事がその職務を代

行する。

3. 理事は、理事会を構成し、この定款及び理事会の議決にもとづき、この法人の業務を執行する。

4. 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (2) この法人の財産の状況を監査すること
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること

第16条〔任期〕

役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合は、役員任期は、任期の末日後最初に開催された総会の終結のときまでとする。

3. 補欠又は増員による役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第17条〔欠員補充〕

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第18条〔解任〕

役員が次の各号の一に該当する場合は、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

第19条〔報酬〕

役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で、報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

第20条〔事務局〕

この法人に、事務局を置く。

2. 事務局の運営に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

第4章 総会

第21条〔種別〕

この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

第22条〔構成〕

総会は、会員をもって構成する。

第23条〔権能〕

総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
 - (2) 解散
 - (3) 合併
 - (4) 事業計画及び収支予算ならびにその変更
 - (5) 事業報告及び収支決算
 - (6) 役員を選任及び解任、職務及び報酬
 - (7) 会費の額
 - (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第51条において同じ）
- その他の新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
 - (10) その他運営に関する重要事項

第24条〔開催〕

通常総会は、毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 会員の3分の1以上の者から、会議の目的たる事項を示した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第4号に規定により、監事が招集したとき

第25条〔招集〕

総会は、前条第2項第3号に定める場合を除き、代表理事が招集する。

2. 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号に定める場合には、請求の日から30日以内に会議を招集しなければならない。

3. 総会を招集する場合は、会員に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又はファクス、電子メールをもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

第26条〔議長〕

総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

第27条〔定足数〕

総会は、会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

第28条〔議決〕

総会における議事は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 総会における議事は、この定款で別に定める場合を除き、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第29条〔表決権等〕

各会員の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の出席会員を代理人として表決を委任することができる。

3. 前項の場合において、書面による表決者又は表決の委任者は、総会に出席したものとみなす。

4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることはできない。

第30条〔議事録〕

総会を開会したときは、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員総数及び出席者数（書面による表決者及び表決の委任者を含む）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名、押印しなければならない。

第5章 理事会

第31条〔構成〕

理事会は、理事をもって構成する。

第32条〔権能〕

理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第33条〔開催〕

理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 理事の3分の1以上の者から、会議の目的たる事項を示した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

第34条〔招集〕

理事会は、代表理事が招集する。

2. 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があった場合は、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3. 理事会を招集する場合は、会議の目的、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第35条〔議長〕

理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

第36条〔議決〕

理事会における議事は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第37条〔表決権等〕

各理事の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3. 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したもの

とみなす。

4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わるできない。

第38条〔議事録〕

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名、押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

第39条〔資産の構成〕

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

第40条〔資産の区分〕

この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

第41条〔資産の管理〕

この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第42条〔会計の原則〕

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

第43条〔会計の区分〕

この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

第44条〔事業計画及び予算〕

この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

第45条〔暫定予算〕

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しない場合は、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第46条〔予備費の設定及び使用〕

予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

第47条〔予算の追加及び更正〕

予算議決後にやむを得ない事由が生じた場合は、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

第48条〔事業報告及び決算〕

この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金を生じた場合は、次事業年度に繰り越すものとする。

第49条〔経費の支弁〕

この法人の経費は、資産をもって支弁する。

第50条〔事業年度〕

この法人の事業年度は、毎年3月1日に始まり翌年2月末日に終わる。

第51条〔臨機の措置〕

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとする場合は、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

第52条〔定款の変更〕

この法人が定款を変更しようとする場合は、総会に出席した会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

第53条〔解散〕

この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散する場合は、会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3. 第1項第2号の事由により解散する場合は、所轄庁の認定を得なければならない。

第54条〔残余財産の帰属〕

この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）した場合に残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡する。

第55条〔合併〕

この法人が合併しようとするときは、総会において会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 雑則

第56条〔公告〕

この法人の公告は、事務所の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第57条〔細則〕

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	三田村 雅人
理 事	荒川 伸夫
同	泉屋 めぐみ
同	五十嵐 美由紀
同	大熊 久美子
同	小玉 豊治
同	酒井 徹
同	鈴木 久士
同	長 良幸
同	野名 辰二
同	笛木 康雄
同	細野 善寛
同	松本 啓佑
同	養島 礼子
同	山際 睦子
同	米田 香
監 事	黒澤 信次郎
同	宮原 正幸

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2007年2月28日までとする。
4. この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、成立の日から2006年2月28日までとする。
6. この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 個人会員 年額2,000円
 - (2) 団体会員 同10,000円（一口）